

○岩見沢市入札参加資格者指名停止基準

平成 7年 3月24日制定
最終改正 令和 4年 3月17日

(目的)

第1条 岩見沢市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入その他の契約（以下「工事等」という。）に係わる入札の参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止の基準を定める。

(指名停止の期間)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1から別表第3までに掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて指名停止の期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該指名停止に係わる有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第1項及び前項の規定による指名停止に係わる有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一つの事実により別表第1各項及び別表第2各項の措置基準の

二つ以上に該当したときは、当該措置基準ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第1各項及び別表第2各項に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間に、別表第1各項及び別表第2各項の措置基準に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項から第7項までの措置基準に係る指名停止の期間の満了後3ヶ年を経過するまでの間に、同表第1項から第7項までの措置基準に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1及び別表第2並びに前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1及び別表第2並びに第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1から別表第3まで及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事実について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条第6項の規定により指名

停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が岩見沢市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方等の制限)

- 第6条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方又は一般競争入札の参加者としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長が認めた場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

- 第7条 指名停止の期間中の有資格業者が岩見沢市の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は業務完了保証人となることはできない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

- 第8条 市長は、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(様式)

- 第9条 この要綱に係わる書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この基準は平成7年4月1日から施行する。

(関係規定の廃止)

- 第2条 工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和62年2月27日）は廃止する。

附 則（平成15年3月27日改正）

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日改正）

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日改正）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日改正）

この基準は、公布の日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 基 準	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 岩見沢市（以下「市」という。）が発注する工事等に係わる入札参加資格申請書、入札参加資格確認関連資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(市発注工事等に係わる粗雑工事等)</p> <p>2 市が発注する工事等の履行に当たり、過失により工事又は物品の製造若しくは業務の履行を粗雑にし、若しくは目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であると認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(一般工事等に係わる粗雑工事等)</p> <p>3 北海道の区域内の他の公共機関が発注する工事等（以下「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事又は物品の製造若しくは業務の履行を粗雑にし、若しくは目的物において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市が発注する工事等の履行に当たり、これに違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>

<p>(市発注工事等に係わる公衆損害事故)</p> <p>5 市が発注する工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(一般工事等に係わる公衆損害事故)</p> <p>6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(市発注工事等に係わる工事等関係者の事故)</p> <p>7 市が発注する工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(一般工事等に係わる工事等関係者の事故)</p> <p>8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 基 準	期 間
<p>(岩見沢市の職員等に係わる贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が岩見沢市の職員（特別職を含む。以下「職員等」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(道内の公共機関の職員等に係わる贈賄)</p> <p>2 次に掲げる者が北海道の区域内の他の公共機関の職員等に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(道外の公共機関の職員等に係わる贈賄)</p> <p>3 次に掲げる者が北海道の区域外の他の公共機関の職員等に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等</p>	<p>2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>4 市が発注する工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から9ヶ月以上18ヶ月以内</p>
<p>5 有資格業者が、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手として不適當であると認められるとき。(前項に該当するものを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から4ヶ月以上18ヶ月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p>	
<p>6 市が発注する工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から9ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前項に該当するものを除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(建設業法違反)</p>	
<p>8 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>9 市が発注する工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
--	---

別表第3

暴力団排除対策に係る措置基準

措 置 基 準	期 間
1 役員等（有資格業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から 24ヶ月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 24ヶ月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
3 役員等が自己、自社若しくは第三社の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。	当該認定をした日から 24ヶ月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
4 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 12ヶ月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 12ヶ月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
6 市が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前	当該認定をした日から 12ヶ月を経過し、か

<p>各項までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>つ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>7 市が発注する工事等において、第1項から第5項までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前項に該当する場合を除く。）に、市が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から12ヶ月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>